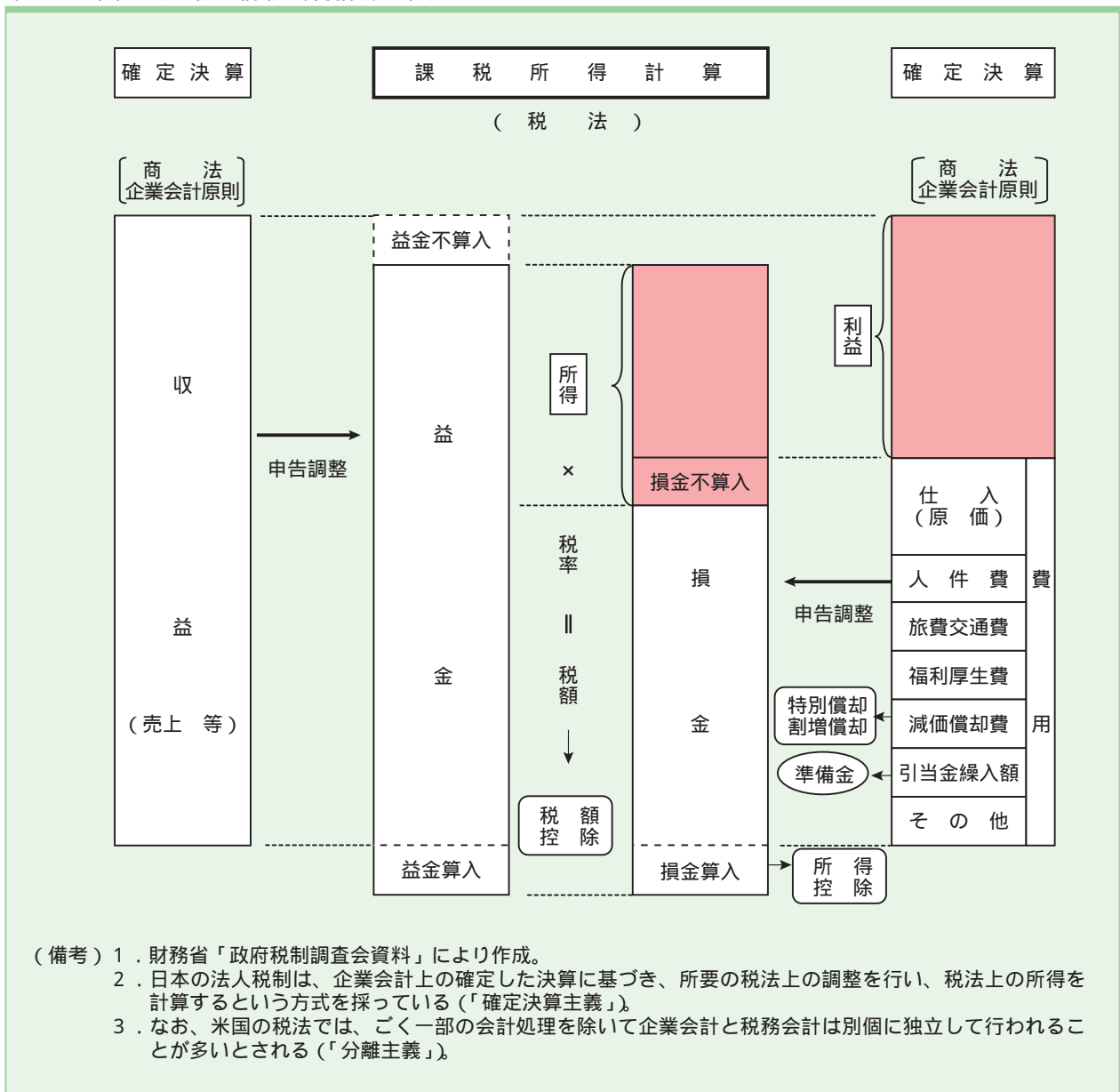


3 企業の法人所得課税負担の現状（国際比較）

（1）マクロデータでみた企業の税負担

企業の実際の税負担は、実効税率だけで測ることはできないことは既に述べたところである³¹。なぜならば、税額計算にあたっては、算出税額に対して税額控除や加算分等の課税ベースに係る調整措置があるからである（第2-2-9図）。そこで、実際の税負担率をみるために、企業全体を網羅したマクロ的な税務統計（「税務統計からみた法人企業の実態」等）

第2-2-9図 法人税の課税所得計算の仕組み



- (備考) 1. 財務省「政府税制調査会資料」により作成。
 2. 日本の法人税制は、企業会計上の確定した決算に基づき、所要の税法上の調整を行い、税法上の所得を計算するという方式を採っている（「確定決算主義」）。
 3. なお、米国の税法では、ごく一部の会計処理を除いて企業会計と税務会計は別個に独立して行われることが多いとされる（「分離主義」）。

注 (31) 政府税制調査会(1996)でも、「実効税率」は、課税ベースを所与のものとしており、「実質的な税負担」の比較を行うためには、適当な指標とは言えない。」と指摘している。

を用いて「法人所得課税に係る税負担率」(以下、「税負担率」という。)を算出し、国際比較及び企業規模別比較を試みることにする³²。

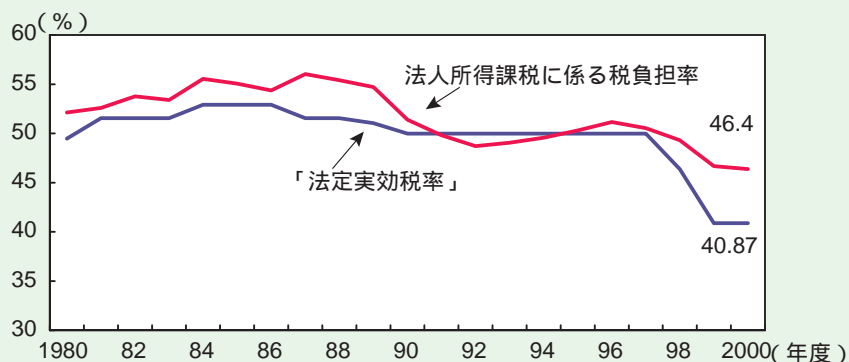
税負担率の国際比較

我が国企業の法人所得課税に係る税負担率の推移をみてみよう(第2-2-10図)。これをみると、80年代では税負担率が法定実効税率を3~5%程度上回って推移していたが、90年代に入るとその差は、0~2%程度まで縮小した。

次に、各種統計による試算を用いて我が国の法人所得課税に係る税負担率を欧米主要国と比較してみよう(第2-2-11図)。この図をみると、税負担率は80年代以降各国とも低下傾向にあることが分かる。ただし、マクロデータでみた我が国の法人所得課税に係る税負担率(45%程度)は、欧米主要国(40%以下)に比べ高い水準にとどまっている³³。

第2-2-10図 我が国の法人所得課税に係る税負担率と「法定実効税率」の推移

90年代に縮小する法人所得課税に係る税負担率と法定実効税率の格差



- (備考) 1. 財務省「財政金融統計月報」、国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」、「国税庁統計年報書」、総務省「地方税に関する参考計数資料」、「道府県税の課税状況等に関する調」により作成。
 2. 地方税は標準税率による。
 3. 事業税は、翌年の法人税及び事業税の所得計算上損金に算入されるので、その税額を調整している。
 4. 法人所得課税に係る税負担率

$$= \frac{(\text{法人税額} + \text{法人事業税額} + \text{法人住民税(法人税割)} \pm \text{税額控除} \cdot \text{加算額})}{(\text{課税所得} + \text{前年度法人事業税額})}$$

 5. 法人事業税の課税標準が収入金額となっている、電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業の4業種分を除いた。
 6. 法人税と法人事業税では統計上反映される年度が異なる。また、税制改正の効果は次年度に反映される。

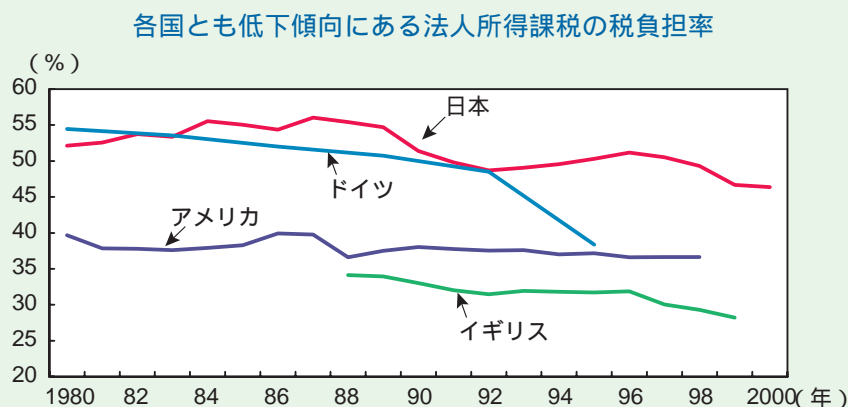
注 (32) 跡田(2000)に基づいて、企業の法人所得課税に係る税負担率を推計した。

具体的には、

法人所得課税に係る税負担率 = $(\text{法人税額} + \text{法人事業税額} + \text{法人住民税(法人税割)} \pm \text{税額控除} \cdot \text{加算額}) / (\text{課税所得} + \text{前年度法人事業税額})$

(33) 本試算では、各国の各種税額控除や各種加算を勘案しているが、税額控除等の租税特別措置は、各国それぞれの国情、経済情勢等を前提に特定の政策目的を達成するために設けられているものであることに留意する必要がある(例えば、ドイツでは旧西ベルリンからの所得に関する税額控除が含まれている)。

第2-2-11図 法人所得課税の税率負担の国際比較



- (備考) 1. 跡田(2000)の推計方法に準じて試算した。
 2. 日本 国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」,「国税庁統計年報書」
 総務省「地方税に関する参考計数資料」,「道府県税の課税状況等に関する調
 アメリカ IRS "Statistics of Income; Corporation Income Tax Returns"
 イギリス The Stationary Office "Inland Revenue Statistics"
 ドイツ Statistisches Bundesamt "Finanzen und Steuern (Reihe 7.2, Körperschaftsteuer)"
 OECD "Revenue Statistics" 等により作成。
 3. 日本 実効税負担率 = (法人税額() + 法人事業税額 + 法人住民税額(法人税割))
 / (課税所得 + 前年度法人事業税額)
 アメリカ 実効税負担率 = (法人税額() + 地方法人税額) / (課税所得 + 地方法人税額)
 イギリス 実効税負担率 = 法人税額() / 課税所得
 ドイツ 実効税負担率 = (法人税額() + 地方法人税額) / (課税所得 + 地方法人税額)
 (法人税額()は、外国税額控除・所得税額控除以外の各種税額加算・控除額を考慮したもの。)
 4. ドイツについては、毎年の数値が入りできないため、3年毎の数値をつなぎ合わせている。
 5. アメリカ州税の仕組みは、各州により大きく異なっている。所得以外の基準により法人課税を行っている州があることや、各州による政策税制なども、アメリカの法人所得課税の税負担率を下げる要因になっている。

法人税負担率の企業規模別比較

資本金階級別に企業の法人税負担率を推計し、アメリカと比較してみよう³⁴(第2-2-12図)。この図をみると、我が国ではいずれの資本階級においても25%前後から33%であるのに対して、アメリカでは、資本階級100万ドル~500万ドルまでの資本階級までは19%程度からなだらかに上昇しており、資本金規模による税負担の格差は、我が国よりもアメリカの方が大きいことが分かる³⁵。

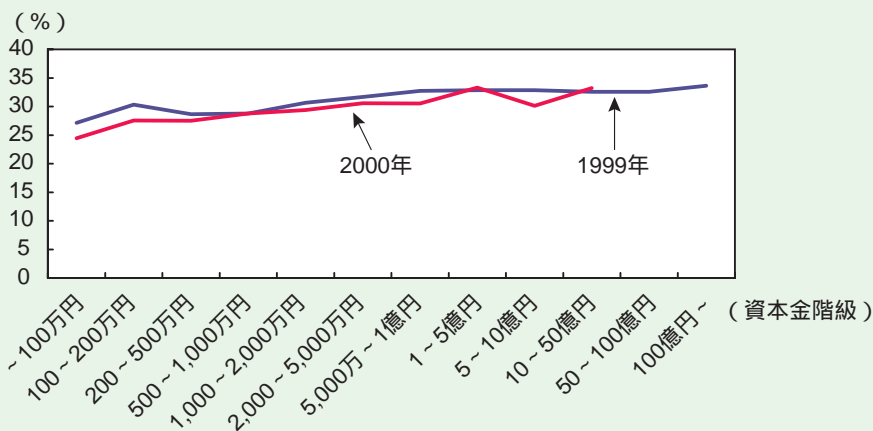
注 (34) ただし、データの制約上、法人税(国税分)のみについての分析となっている。

(35) OECD(2002)によれば、多くのOECD諸国で、中小企業に対して軽減税率が適用されている。こうした措置は中小企業の税引後所得を増加させるメリットがある一方で、企業家に対し、所得を過少申告させることや税目的のために事業を分割することを奨励する。したがって、企業の規模に応じた累進度を余りに高めるとより低い税率の適用を受けようとして企業活動をゆがめてしまうことが指摘されている。

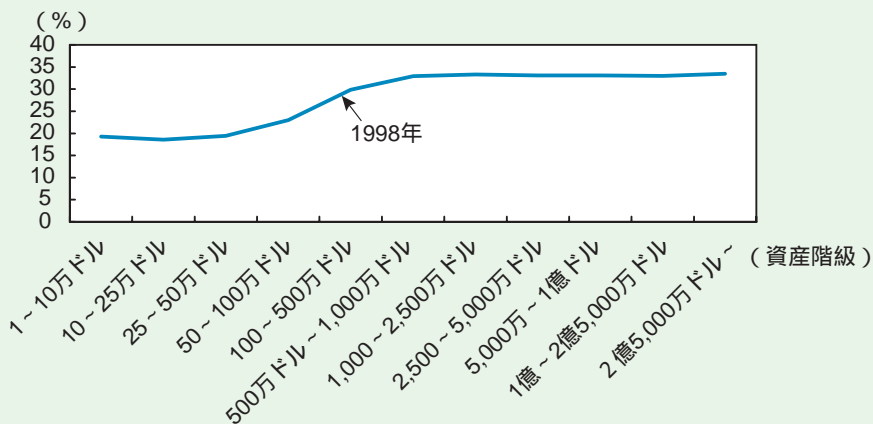
第2-2-12図 資本階級別税負担（国税分）の国際比較

アメリカの方が大きい資本金規模による税負担格差

(1) 日本



(2) アメリカ



- (備考) 1. 日本 国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」
 アメリカ IRS "Statistics of Income; Corporation Income Tax Returns" により作成。
 2. 日本における2000年の資本金50億円以上100億円未満の法人税負担率の推計値が異常値となりマイナスを示したため、図中には示していない。
 3. アメリカについてはS法人を含む。

マクロデータでみた法人税負担の偏り

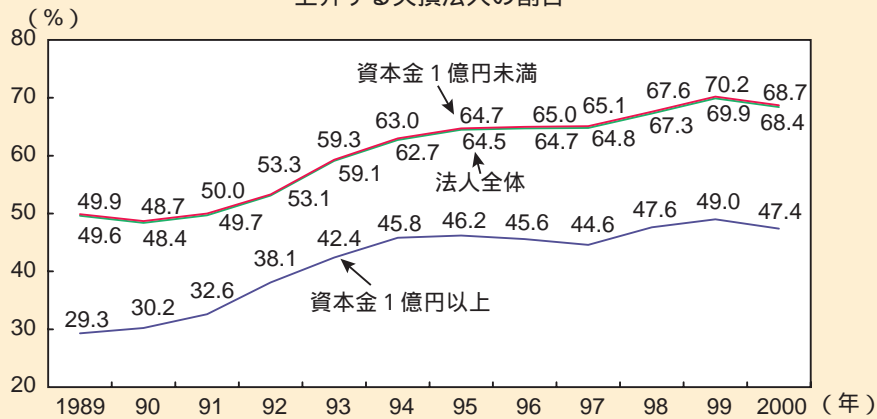
法人税の課税対象は、企業の所得であるため、所得のない赤字法人（欠損法人）は、原則として法人税の納税義務はない^注。

我が国の法人企業に占める欠損法人の割合は、好景気にあった80年代後半でも5割に上がっており、資本金1億円以上の大企業でも3割の法人が法人税負担をしていなかったことが分かる。さらに、90年代に入ってから急速に上昇し、現在、全法人（250万社）の約7割に達している（図1）。

この結果、法人数で全体の0.8%に過ぎない資本金1億円以上の法人（約1.9万社）で法人税額の約7割を負担している。中でも741社しかない資本金100億円以上の法人が法人税の約3割を負担する構図となっており、法人税負担が一部の企業に集中していることがわかる（図2）。

図1 資本階級別の欠損法人割合の推移

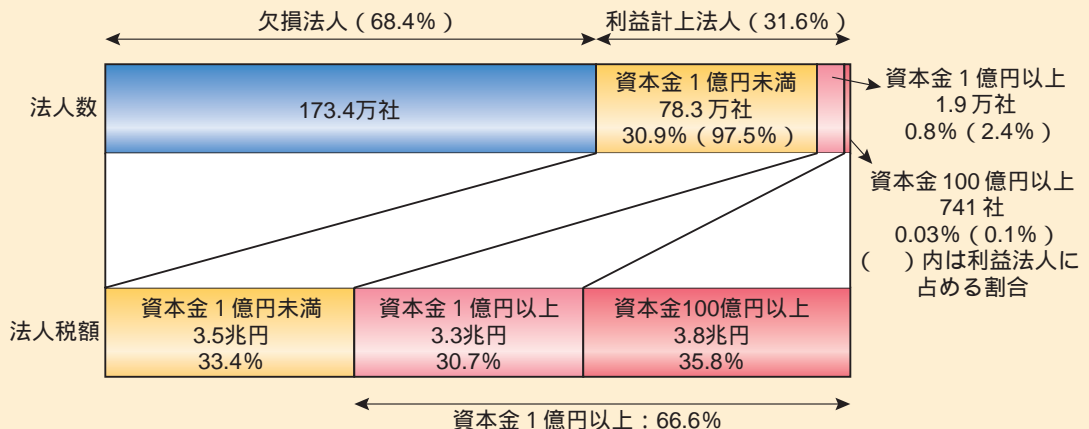
上昇する欠損法人の割合



（備考）国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」により作成。

図2 資本階級別の法人税額

一部企業に集中する法人税負担



（備考）国税庁「税務統計から見た法人企業の実態（平成12年分）」により作成。

平成12年2月1日から平成13年1月31日までの間に終了した事業年度についての計数である。

注 赤字法人に対しては、欠損金の繰越控除や繰戻還付金等の特例措置が認められている。

(2) ミクロデータでみた企業の税負担

次に、個別企業の実態に即したミクロデータによって、諸外国における法人所得課税負担を比較してみよう³⁶。ここでは、我が国のある企業が仮に他の国で同じ事業活動を行った場合に、法人所得に係る税金をどの程度支払うことになるか試算を行った。なお、算出する税額は法人所得に課される国税と地方税の合計額である³⁷。

具体的な計算方法

まず、試算の対象とするモデル企業を次の手順で設定することにした。

エレクトロニクス、鉄鋼、自動車、情報サービス、小売の5業種について、それぞれ売上高上位5社を抽出した。製造業については、代表的産業として自動車産業を、重厚長大型産業として鉄鋼業を、研究開発のウェイトの大きい産業としてエレクトロニクス産業を選び、サービス業については、代表的産業として小売業を、先端的分野として情報サービス業を選定した。各産業分野で抽出した売上高上位5社について、1999年度及び2000年度の財務諸表や事業報告書等を単純平均することにより、あるモデル企業の財務諸表を作成した³⁸。

そして、このモデル企業が同じ事業内容、同じ財務諸表で、アメリカ、イギリス、フランスで事業活動を行った場合について、各国税制の適用等について一定の仮定を置くなどいくつかの前提を置いた上で、税負担の試算を行った^{39, 40}。

なお、前提条件の置き方によっては、諸外国の税負担は変わり得ることから、試算結果については、ある程度の幅をもって解釈する必要がある。

法人所得課税に係る税負担率

業種別に計算された各国の法人所得課税に係る税負担率をみてみよう(第2-2-13図)。ここでいう税負担率は、「課税所得」に対する「税額(税額控除等の調整後)」の割合を意味する⁴¹。したがって、法人所得課税に係る税負担率は、「実効税率」(我が国の場合には40.87%)ではなく、表面税率(我が国の場合には44.79%)ベースで比べたものである。

注 (36) 当該分析については、内閣府政策効果分析レポートNo.13(2002)に基づいている。

(37) フランスの職業税や我が国の法人住民税均等割等の所得以外の基準により課される税の負担は除いた。

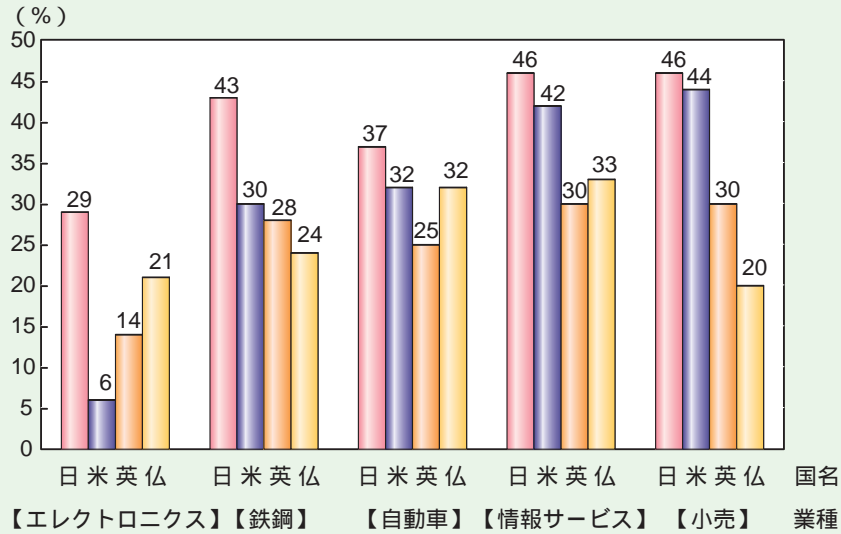
(38) なお、これはあくまで仮想的なモデル企業であるため、それに基づいて試算を行うに当たっては、海外進出、研究開発に対する態度、グループ展開等の面で業界の平均からかい離が生じること、税法の具体的適用に当たっても多くの仮定をおく必要があることに留意する必要がある。

(39) 今回の試算において、日本におけるモデル企業の税負担を試算するに当たっては、一定の仮定の下で、税効果会計の注記に基づく永久差異にかかる課税所得の調整、損益計算書等に基づく税額控除等の調整を行っている。

(40) 各国での税額を計算するに当たっては、その国内のどこで事業を行うかにより地方税の負担が変化し得る。今回の試算では、イギリスはロンドン、フランスはパリ、アメリカは製造業ではカリフォルニア州及びテネシー州、非製造業ではカリフォルニア州とニューヨーク州と仮定した。なお、カリフォルニア州においては、試験研究費税額控除制度、テネシー州においては、製造機械設備購入に係る税額控除制度がある点に留意する必要がある。適用した各国の税制は、2002年4月1日現在のものである。

(41) ただし、法人所得課税に係る税負担率の分子及び分母から「一時差異」を差し引いている。「一時差異」とは、財務会計と税務会計において費用を認識するタイミングが異なることから生じる差異であり、引当金や減価償却制度が該当する。他方、交際費のように税務会計において永久に損益算入が認められないものを「永久差異」と呼ぶ。「一時差異」を含めて試算を行うと、計算の時点によって、税負担率の結果が左右されてしまうため、ここでは除外して比較することにした。

第2-2-13図 各業種における法人所得課税に係る税負担率の国際比較の試算



- (備考) 1. 内閣府 政策分析レポート No.13 (2002) に基づく。
 2. 売上高上位5社の財務諸表等を単純平均することにより作成されたモデル企業が、仮にアメリカ、イギリス、フランスで同様の事業活動を行った場合の税負担について、各国税制の適用等について一定の仮定を置くなどいくつかの前提を置いた上で試算。なお、モデル企業のため、海外進出・研究開発・グループ展開の面で業界平均からかい離が生じる点に留意する必要あり。
 3. 当該試算においては、減価償却・各種引当金等一時的な税額支払の先送り(一時差異)による影響は除かれている。
 4. 各国での税額を計算するに当たっては、その国内のどこで事業を行うかにより地方税の負担が変化し得る。今回の試算では、以下の場所に立地するものと仮定
 アメリカ：製造業はカリフォルニア州とテネシー州(各種税額控除制度あり) 非製造業はカリフォルニア州とニューヨーク州
 イギリス：ロンドン
 フランス：パリ
 5. 法人所得課税に係る税負担率

$$= (\text{法人税額} + \text{法人住民税額} + \text{法人事業税額}) / (\text{課税所得})$$
 であり、法人実効税率と異なる。したがって、法人所得課税に係る税負担率は、「実効税率」(我が国の場合には40.87%)ではなく、表面税率(我が国の場合には44.79%)ベースで比べたものである。
 6. 参考として、各国の法人所得課税の実効税率は、日本：40.87%、アメリカ：40.75%(カリフォルニア州の場合)、イギリス：30%、フランス：34.3%である。

この図をみると、全ての業種において、このモデル企業の我が国における法人所得課税に係る税負担率が高くなっている。例えば、エレクトロニクス産業では、我が国が29%であるのに対し、アメリカは6%、イギリスは14%、フランスは21%となっている。また、他の産業においては、我が国とアメリカは比較的負担率が近いものの、イギリスやフランスとは5~25%程度差があることとなっている。

税負担額水準の国際比較

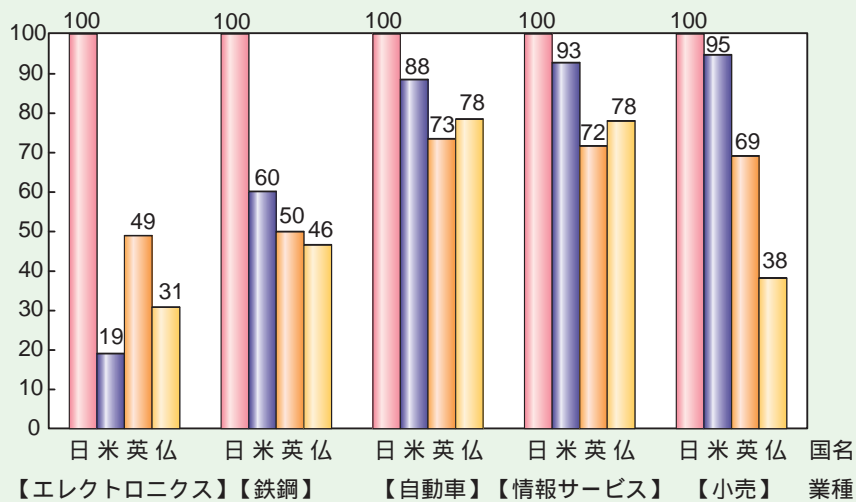
上記推計では、課税所得に対する税負担額の比率で負担率を比較してきたが、これだけでは、課税所得の広狭まで含めた法人税制の相違が判然としない。そこで、課税ベースまで含めた税負担の比較を行うために、税引前利益に対する税負担額をみることにしよう。本推計では、同一利益をあげる同一企業が各国の税制のもとに置かれるという前提であるため、こ

の比較は、単純に税負担額を比較することによって行うことができる。

第2-2-14図は、我が国における税負担額を100とした時の各国における負担額を示しているが、例えば、エレクトロニクス産業では、アメリカは19、イギリスは49、フランスは31となっている。自動車産業では、アメリカは88、イギリスは73、フランスは78と、各国間の差が比較的小さいものの、我が国における税負担額が大きい。このことから、課税ベースを可能な限り調整した比較においても、このモデル企業のわが国における税負担額が大きくなっている。

これらの推計によって、我が国における法人所得税の負担は、「実効税率」で示された差以上に、他の欧米諸国と差があるという結果が得られた。このような結果となった主な要因としては、課税所得を算定する過程での益金・損金の設定や課税所得に税率を掛けて税額を算定した後の各種税額控除・加算等の調整が挙げられよう。

第2-2-14図 各業種における法人所得課税に係る税負担額の国際比較の試算



- (備考) 1. 内閣府 政策分析レポート No.13 (2002) に基づく。
 2. 売上高上位5社の財務諸表等を単純平均することにより作成されたモデル企業が、仮にアメリカ、イギリス、フランスで同様の事業活動を行った場合の税負担について、各国税制の適用等について一定の仮定を置くなどいくつかの前提を置いた上で試算。なお、モデル企業のため、海外進出・研究開発・グループ展開の面で業界平均からかい離が生じる点に留意する必要あり。
 3. 当該試算においては、減価償却・各種引当金等一時的な税額支払の先送り(一時差異)による影響は除かれている。
 4. 各国での税額を計算するに当たっては、その国内のどこで事業を行うかにより地方税の負担が変化し得る。今回の試算では、以下の場所に立地するものと仮定。
 アメリカ：製造業はカリフォルニア州とテネシー州(各種税額控除制度あり)非製造業はカリフォルニア州とニューヨーク州
 イギリス：ロンドン
 フランス：パリ
 5. 法人所得課税に係る税負担率

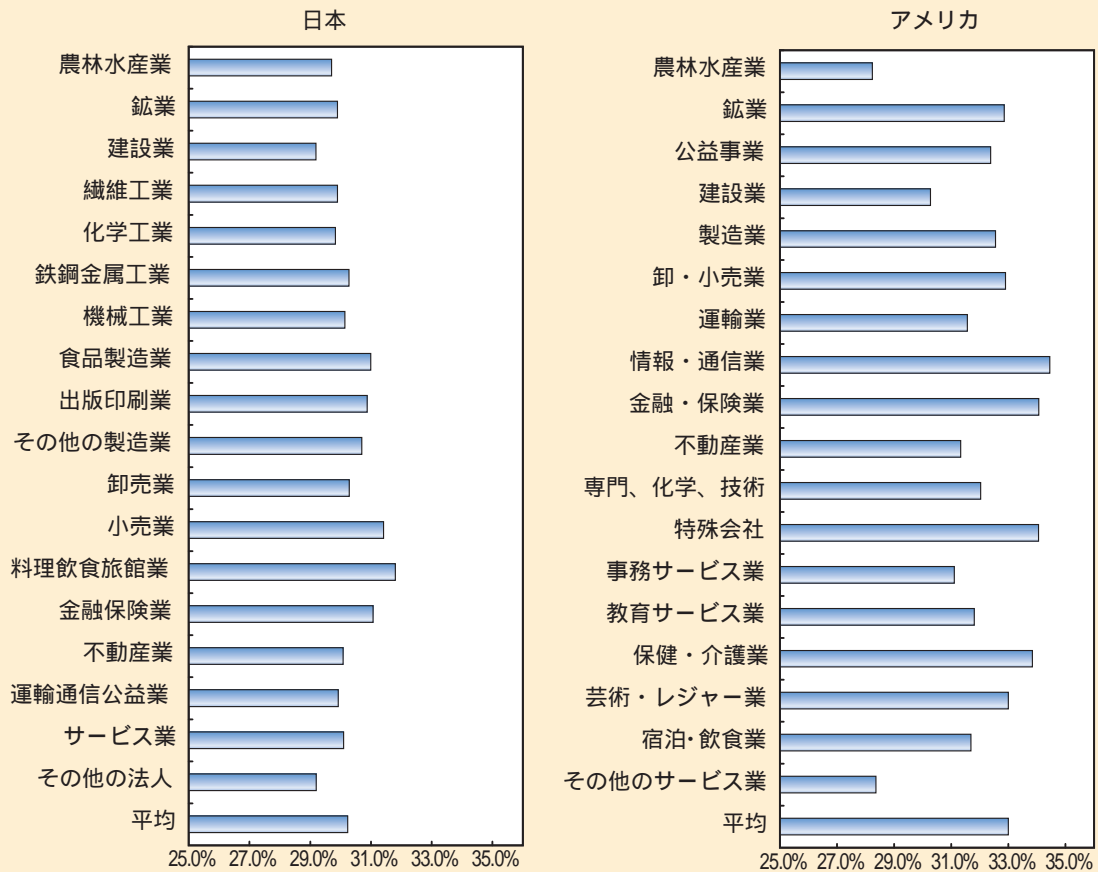
$$= (\text{法人税額} + \text{法人住民税額} + \text{法人事業税額}) / (\text{課税所得})$$
 であり、法人実効税率と異なる。
 したがって、法人所得課税に係る税負担率は、「実効税率」(我が国の場合には40.87%)ではなく、表面税率(我が国の場合には44.79%)ベースで比べたものである。
 6. 参考として、各国の法人所得課税の実効税率は、日本：40.87%、アメリカ：40.75%(カリフォルニア州の場合)、イギリス：30%、フランス：34.3%である。

業種別税務統計でみた法人税（国税）に係る税負担率の日米比較

日米両国の税務統計を用いて、業種別にみた平均的な法人税（国税）負担率の日米比較を行ってみよう。ここでいう法人税負担率は、業種ごとの「課税所得」に対する「実際の法人税額」の割合を示している¹。なお、算出に使用される税率は法人所得に課される国税（法人税率）に係るものである。

その結果として、本試算により業種別に計算された日米両国の法人税に係る税負担率をみると、日米の法人税の基本税率の差異（日本：30%、米国35%）を反映して、総じて日本における法人税（国税）の負担の方が小さなものとなっており、具体的には、日本は平均で30.2%、アメリカは平均で33.0%となっている。なお、各種税額控除のために、アメリカにおける法人税負担率の方が業種別の格差が大きなものとなっている²。

日米の業種別法人税負担率の試算（国税）



(備考) 1. 国税庁「法人企業の実態」(平成12年分)、アメリカ IRS "Statistics of Income: Corporation Income Tax Returns" (1998年分)により作成。
 2. 法人税負担率 = 法人税額 (外国税額控除・所得税額控除前) / 課税所得
 3. 法人税額は、両国統計における算出税額から各種の税額加算・控除を考慮して試算したもの。
 4. 業種分類は、日米の「標準産業分類(大分類)」の順による。

注 (1) 「法人税負担率」の具体的な計算方法は以下のとおりである。
 法人税負担率 = (法人税額 (外国税額控除・所得税額控除前)) / (課税所得)
 法人税額 (外国税額控除・所得課税控除前)とは、両国統計における「法人税額」に、外国税額控除と所得税額控除を足し戻している。業種分類は、日米の「標準産業分類(大分類)」の順による。
 (2) 法人税負担率の業種間格差を変動係数でみると、日本は0.032、アメリカは0.053となっている。

課税ベースをめぐる議論

法人税の課税ベースは、当該事業年度の総収益（益金）から同年度の総費用（損金）を控除した額として算出される。課税ベースに影響を与える中で、わが国において特徴的なのは、引当金や準備金の存在であった（2000年度現在、貸倒引当金・賞与引当金・退職給与引当金の3引当金で合計36.5兆円）。こうした各種引当金や準備金の利用割合をみると、資本金規模が大きくなるにしたがって高くなっている他、産業によって利用度が異なるため、課税ベースの広狭を通じて、産業・企業間で実質的な税負担が異なる要因となっている。こうした引当金や準備金は、高度成長期には我が国の企業の内部資金の充実を促し、それをもとに、企業は設備投資を活発に行う要因のひとつとなった。ところが、80年代後半になると、資金調達が容易になったため、引当金や準備金の役割は小さくなり、むしろ税率軽減による直接的な減税により、利潤を確保し、国際競争力を高める必要性が増してきた。そこで、98年度の税制改正において、「広く薄く」の観点から、課税ベースの大幅な見直しと基本税率の引下げが実施され、各種引当金の廃止及び縮小が決定された。「基本方針2002」においても、実効税率の引下げと課税ベースの拡大を検討することが示されている。

課税ベースの議論において、現在特に見直しが必要とされているのは、数多くの租税特別措置である。これは、法人税率の引下げのように、納税企業全体に適用される措置とは異なり、特定の政策目標の達成に寄与すると考えられる納税主体に対して、集中的な優遇措置をとることができるメリットがある一方で、法人税収を侵食することに加え、市場による効率的な資源配分をゆがめ、税制の中立性を阻害するおそれがある。このため、企業関係の租税特別措置についてはこれまでも整理・見直しが図られており、同措置に伴う減収額は、91年度の6,300億円をピークに、2002年度には4,340億円まで減少しており、これに伴い、法人税収額に対する減収額の割合も徐々に小さくなっている。

このような理由から、租税特別措置を講じる場合には、新産業や技術革新の創出等を目指し、研究開発等真に有効な分野に重点化・集中化を図るべきとの主張もなされている。

4 応用一般均衡モデルを用いた法人所得課税の影響のシミュレーション

法人所得課税のあり方は、単に生産要素の相対価格を変化させるだけでなく、産業部門間の生産要素の移動と、それに伴う各部門における生産量の変化をもたらす。このため、法人所得課税の影響は課税される当該主体にとどまらず、資源配分への影響等を通じて経済の広い分野に及ぶ可能性があることが、これまでの先行研究から明らかになっている。したがって、法人所得課税の変更の影響の全体像をとらえるためには、法人所得課税を変更したことによるマクロ的な影響を見極める必要がある。

そこで、ここでは、法人所得課税の変更による資本コストの変化を、一定の仮定の下に応用一般均衡モデルに当てはめた場合の影響についてシミュレーションを行うこととする⁴²。

注 (42) 具体的な分析を行うにあたっては、内閣府経済社会総合研究所の多大な協力を得た。

分析に用いるモデル

応用一般均衡モデルによる分析は、経済の一般均衡構造を考慮した数値シミュレーションを行うものである。モデルは、家計や企業が効用最大化や利潤最大化（費用最小化）に基き市場で取引を行うこと、財・サービスや生産要素（資本、労働、土地）の各市場においては価格変動を通じた需給調整を想定し、複数市場の均衡が同時に成立すること（ワルラスの法則）を仮定している。現実の経済で重要な役割を果たしている家計、企業などの経済主体の行動を構造的に捉えているため、モデル分析を通して、経済政策の変更が、そういった行動の変化を通して、資源配分、経済厚生などに及ぼす効果を分析評価することができる。また、産業構造や経済構造の変化を探ることもできる。このため、応用一般均衡分析を用いて、税制改革がマクロ経済に与える影響を分析することが、これまでもアメリカを中心に盛んに行われてきた。

そこで、ここでは、応用一般均衡モデルの1つであるGTAPモデルを用いて、法人所得課税の変更による資本コストの変化の影響についてシミュレーションを行うこととする（GTAPモデルについては付注2 - 4参照）。

シミュレーションにあたっては、これまでの先行研究の成果を踏まえ、(i) 資本の総量が固定され、資源配分への影響のみを捉えた場合（ケース1）と、(ii) 資源配分への影響に加え、資本蓄積の影響をも捉えた場合⁴³（ケース2）についてシミュレーションを行った。

ただし、シミュレーションの解釈にあたっては、モデル自身が完全競争や完全情報等の下における経済主体の最適化行動を前提としていることに加え、本シミュレーションが、(i) 当初の均衡点と新たな均衡点との比較に過ぎないので、実際の政策変更に伴う産業構造の変化や労働力の移動、資本蓄積などの移行過程を描写するものではないこと、(ii) 上記で述べた産業構造の変化や労働力の移動、資本蓄積には相当の移行期間が必要と考えられること、(iii) 本シミュレーションの基準年である1997年の世界経済の構造は、現在と大きく異なっている可能性があること、(iv) 政府部門については、家計同様に消費者という側面のみをとらえているため、政府部門の財政収支に及ぼす影響については捉えていないこと、(v) 以上の結果から、シミュレーションの結果は将来予測ではないこと、にも留意する必要がある。

さらに、当該分析に用いたGTAPモデルには、法人所得課税が変数として組み込まれていないことから、その引下げの影響について、直接的にシミュレーションを行うことはできない点について留意する必要がある。

法人所得課税の変更による資本コストへの影響

法人所得課税の変更による資本コストへの影響を分析するため、法人所得課税を10%ポイ

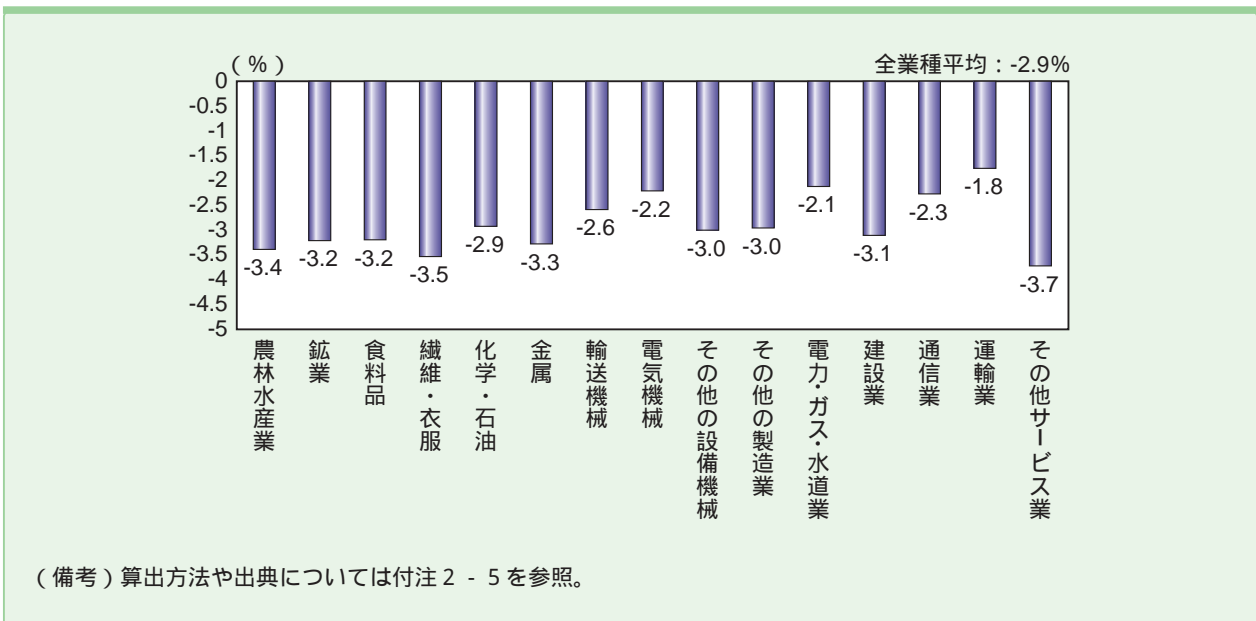
注 (43) 具体的には、所得の増加が貯蓄・投資の増加をもたらすことによって、資本ストックが増加し、それがまた所得を増加させるというメカニズムをモデルに組み込んだ。

ント引き下げた場合の試算を行うことにした。

法人所得課税の変更は資本コストを変化させるものと考えられる。ここではGTAPモデルの外で資本コストの変化を試算した(第2-2-15図)⁴⁴。

一般に、資本コストの低下幅が大きい産業ほど、法人所得課税の変更のメリットを受ける産業ということになる。算出結果をみると、その影響は産業部門によって異なる。運輸業の低下率が1%台であるほか、電力・ガス・水道業、通信業、電気機械等も2%台前半と比較的小さい一方、繊維・衣服等における低下率が3%台半ばと比較的大きくなっている。他の産業における低下率は、3%前後の水準である。このように、産業によって資本コストの低下幅に差異が生じるのは、(i)産業によって設備の償却年数が異なる、(ii)産業によって借入金利の水準が異なるためである。(i)について言えば、輸送機械や電気機械のように設備の償却年数が短い産業では、償却額の現在価値が高くなるため、他の産業に比べて資本コストの低下は小さくなる。(ii)について言えば、運輸業や電力・ガス・水道業のように借入金利の水準が高い産業では、他の産業に比べて資本コストの低下は小さくなる。

第2-2-15図 法人所得課税引き下げに伴う資本コストの変化幅



注 (44) 資本コストの求め方については、付注2-5参照。

資本コストの変化のGTAPモデルへの組み込み

このようにして求められた産業毎の資本コストの変化を、GTAPモデルに当てはめた。具体的には、先に算出した資本コストの低下率と同程度だけGTAPモデル上の資本の要素価格が低下すると仮定し、シミュレーションを行った⁴⁵。

ただし、資本コストの変化の影響をこのような方法でモデルに組み込むことについては、(i) モデルの外で計算した資本コストの変化率とGTAPモデル上の資本の要素価格の変化率を本来同一視できないこと、(ii) 資本コストを求めるにあたって利用したデータとモデルのデータとは一致していないこと、等の要因によって必ずしも整合性がとれていない可能性があることに留意する必要がある。

シミュレーションは、ケース1とケース2に分けて行い、それぞれについて産業別の生産量変化やマクロの実質GDPの変化率等についてシミュレーションを行った。

資源配分への影響のみを捉えた場合：ケース1

資源配分への影響のみを捉えるケース1では、資本など各生産要素の総量は一定と仮定している。このため、資本の要素価格が変化すると、資本の投入量が増えるが、ある産業で資本の投入量が増えると、資本の投入量が減少する産業が必ず生じる。

このことを前提にすると、資本の要素価格の低下が、マクロ経済に影響を及ぼす経路としては、次の二つが考えられる。第1は、資本の要素価格の低下により、資本を投入することが相対的に有利になるために、代替効果を通じて投入量が増加するという経路である。第2は、資本の総量が一定であるため、資本集約的な産業では生産の有利性が高まり、資本の投入が増加するのに対し、労働集約的な産業では有利性が低下するので資本投入が減少するという経路である。このような資源配分の変化を通じて、各産業の生産量も変化することになる。この結果として得られる、当初の均衡点からの変化は、「資源配分の効果」と考えることができる。

シミュレーションの結果をみると、資本の要素価格の低下は産業別の資本と労働の投入量の変化をもたらすが、その程度は産業により異なる(第2-2-16図)。また、産業別の生産量の変化の幅はプラス・マイナス0.3%程度である。この限りにおいては、資本の要素価格の変化が生産量に与える資源配分上の影響は限定的であるといえよう(第2-2-17図)。

産業別の財価格に与える影響をみると、大部分の産業部門の財価格は低下することが分かる。特に、その他サービス業、繊維・衣服の下落幅が大きい。これは投入要素である資本の要素価格の低下が相対的に大幅であったことが製品の販売価格の低下に結びついたものと考えられる(第2-2-18図)。

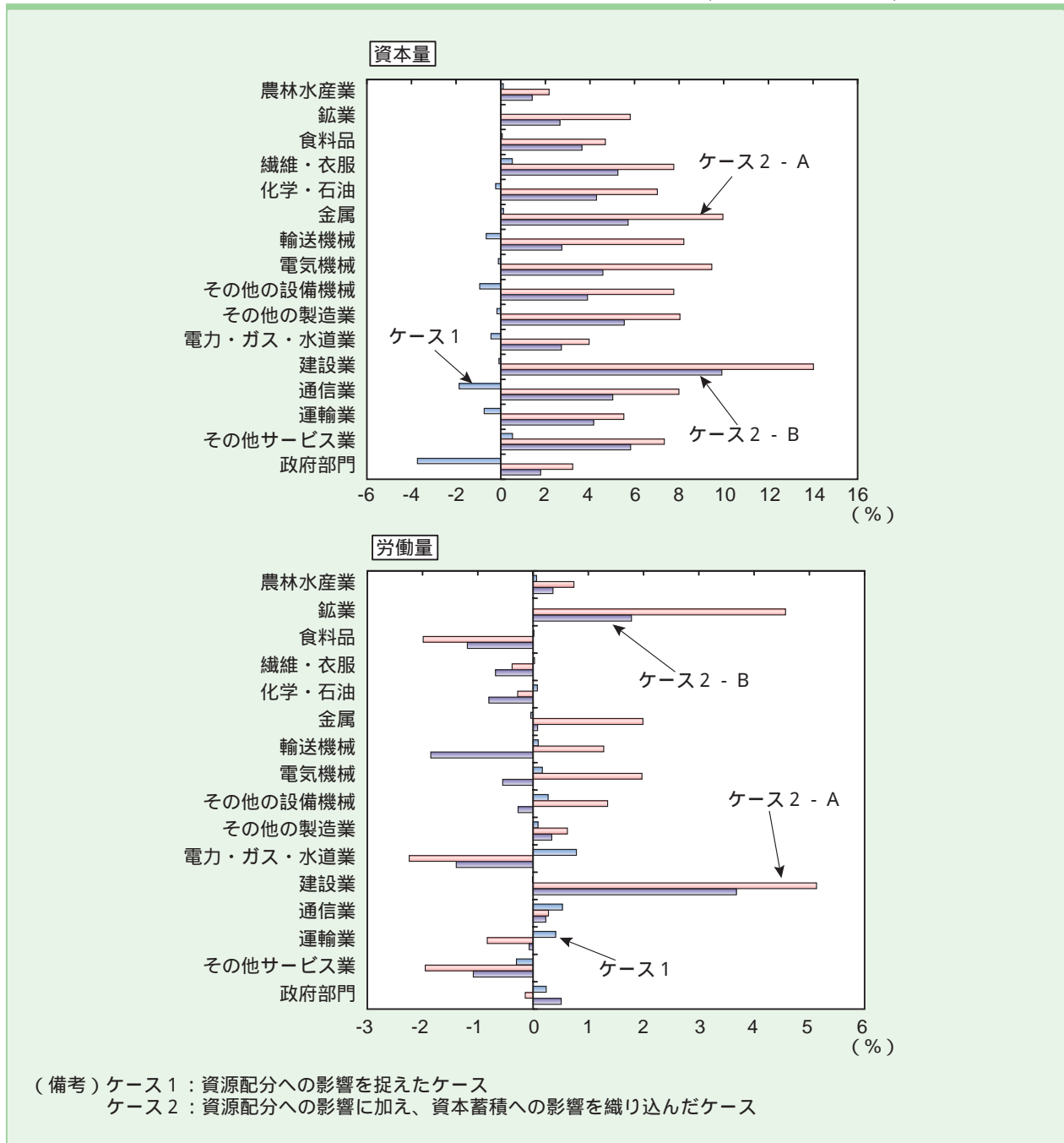
さらに、貿易構造に与える影響をみると、生産量が減少している産業(その他の設備機械、

注 (45) 政府サービスには法人が含まれないので、法人所得課税の引下げによる資本コストの低下幅はゼロとした。

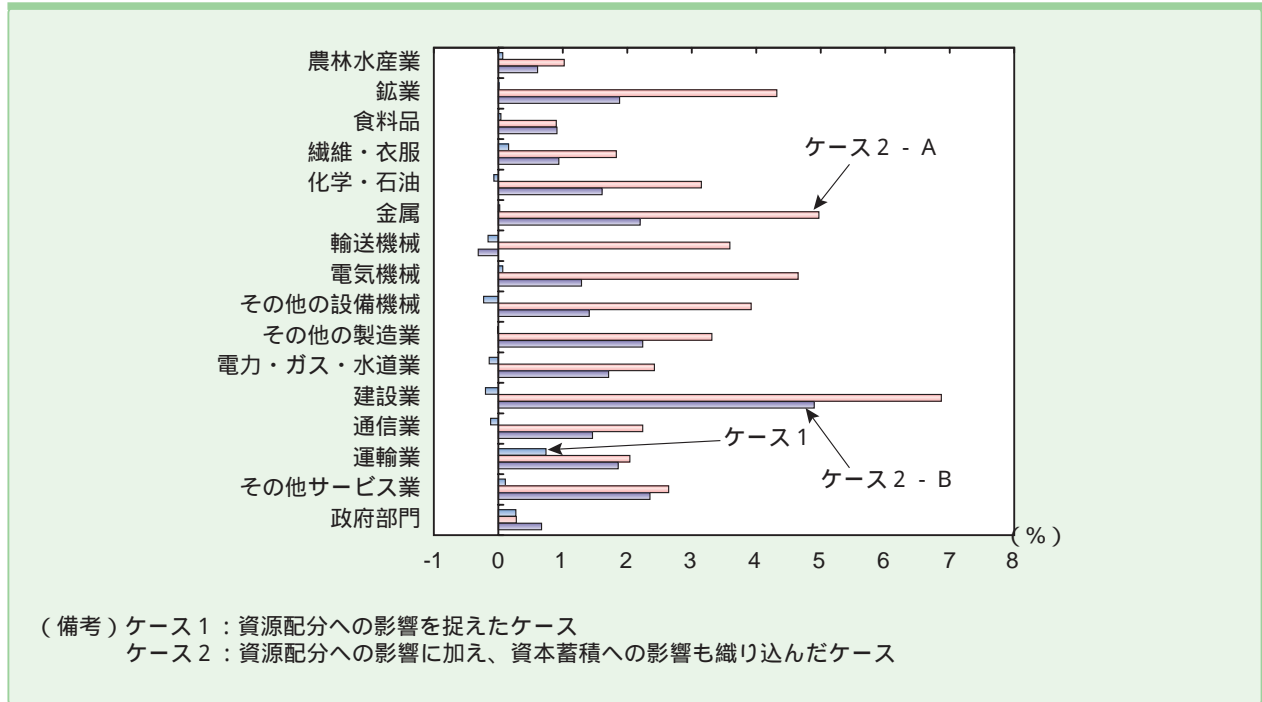
輸送機械等)を中心に、輸出が減少する一方で、輸入は増加しており、貿易収支は悪化している。逆に、生産量が増加している産業(その他サービス業、繊維・衣服等)では輸出が増加する一方で、輸入は減少しているため、貿易収支は改善している(第2-2-19図)。

最後に、経済成長及び経済厚生に与える影響についてみてみよう。当初の均衡点に比べ、実質GDPはほぼ不変である(第2-2-20図)。これは、資本を含め生産要素の総量が固定されているため、ある産業の生産量の増加は、他の産業の生産量の減少によって相殺されるためである。また、経済厚生水準もほぼ不変である⁴⁶。

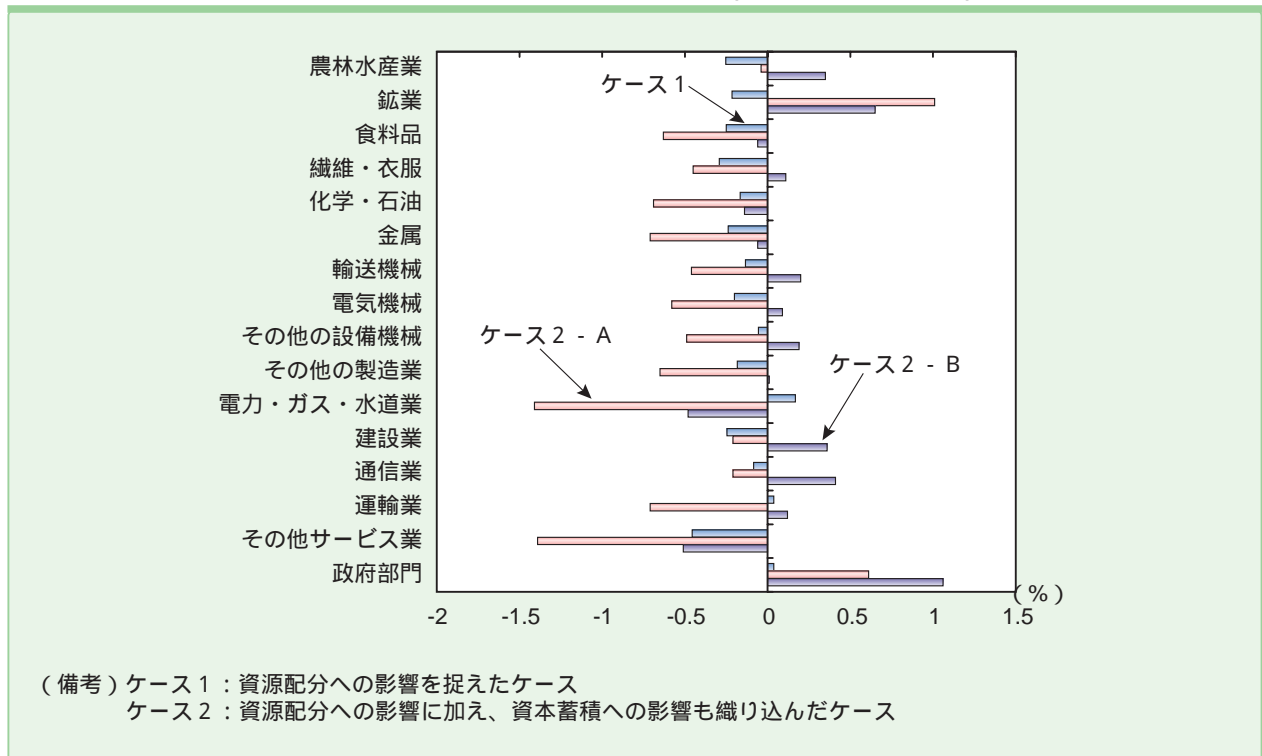
第2-2-16図 資本の要素価格の低下が資本量・労働量に与える影響(シミュレーション)



第2-2-17図 資本の要素価格の低下が生産量に与える変化（シミュレーション）

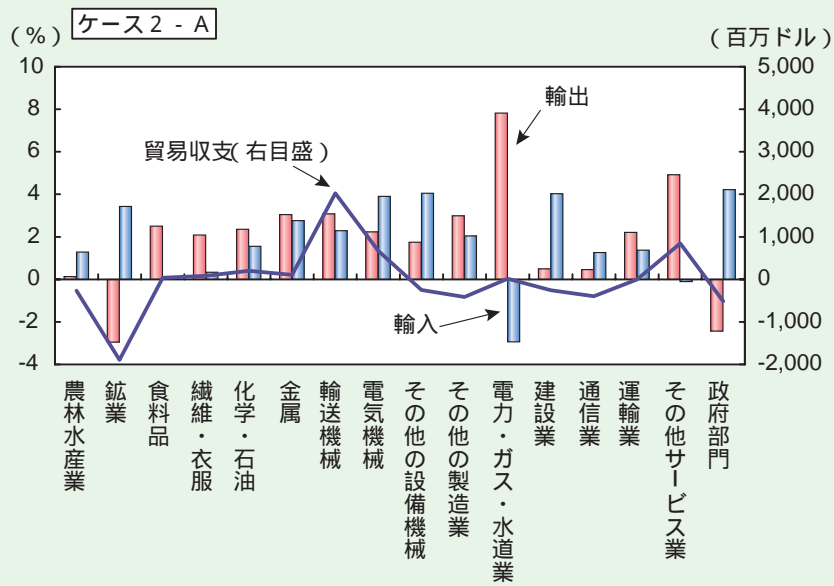
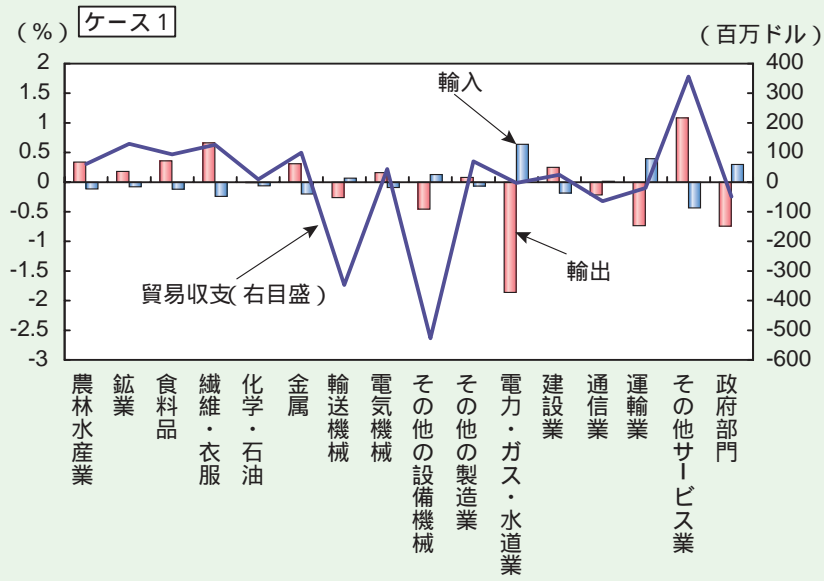


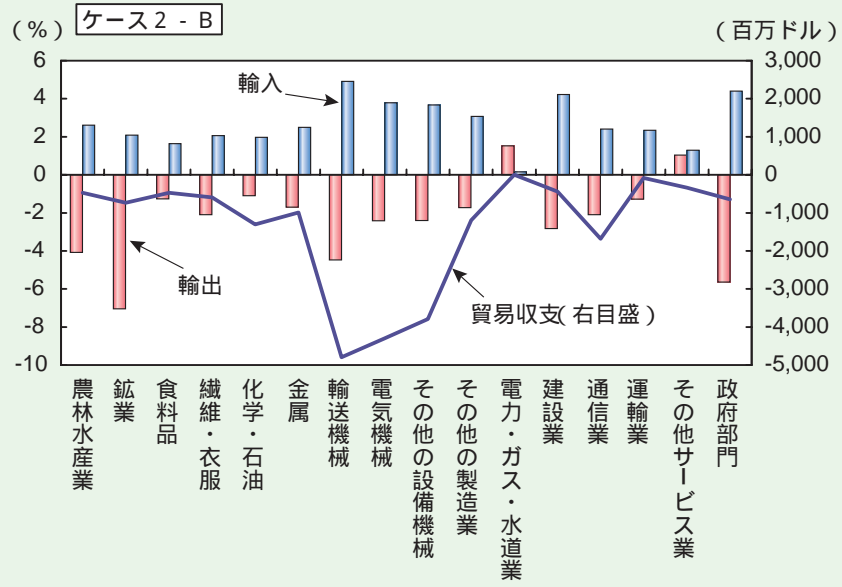
第2-2-18図 資本の要素価格の低下が財価格に与える変化（シミュレーション）



注 (46) ここでは、経済厚生を「等価変分」で評価している。「等価変分」とは、価格の変化による厚生変化のより厳密な貨幣的尺度の1つである。具体的には、価格の変化によって引き起こされるのと同じ効用の変化を引き起こす所得の変化を意味する。

第2-2-19図 資本の要素価格の低下が貿易構造に与える影響（シミュレーション）





(備考) ケース1 : 資源配分への影響を捉えたケース
 ケース2 : 資源配分への影響に加え、資本蓄積への影響を織り込んだケース

第2-2-20図 資本の要素価格の低下が実質GDP及び経済厚生水準に与える影響（シミュレーション）

（かい離率、％）

	実質GDP		
	ケース1	ケース2 - A	ケース2 - B
日本	0.0	2.8	2.1
アメリカ	0.0	0.1	-0.6
カナダ	0.0	0.1	-0.5
オセアニア	0.0	0.1	-0.8
NIES	0.0	0.1	-0.7
ASEAN	0.0	0.2	-1.1
中国	0.0	0.0	-0.5
南アジア	0.0	0.1	-0.9
中南米	0.0	0.1	-0.9
EU	0.0	0.1	-0.7
西欧	0.0	0.1	-0.5
東欧・旧ソ連	0.0	0.0	-0.4
中東・アフリカ	0.0	0.1	-0.6

日本	ケース1	ケース2 - A	ケース2 - B
輸出	-0.1	2.3	-2.5
輸入	-0.1	2.1	2.7
GDPデフレーター	-0.3	-0.7	0.1
経済厚生水準（対GDP比）	0.0	0.8	1.3
一人あたり効用水準	0.0	0.9	1.6

（備考）西欧とは、EU加盟国を除く西欧地域であり、オーストリア、スイス、フィンランド、スウェーデン等が含まれる（1997年当時）。

*現在では、オーストリア、フィンランド、スウェーデンはEU加盟国となっている。

資本蓄積の影響を考慮した場合：ケース2 - A

ケース1では、資本など各生産要素の総量が固定されているため、それらが産業間で再配分される影響のみを捉えている。ここでは、それらの総量自身の変化は考慮されていない。しかし、現実の経済社会では、投資行動を通じて、資本蓄積が行われている。

そこで、ケース2では、資本蓄積が行われる場合について考えることとする。資本蓄積は貯蓄の増加によって行なわれるが、貯蓄の源泉としては、まず国内貯蓄が考えられる。他方、わが国のように資本移動が自由化された国では、外国貯蓄も我が国の資本蓄積の源泉になる。こうしたことを踏まえ、ケース2では2つのサブケースについてシミュレーションを行うことにする。ケース2 - Aは、国内貯蓄が国内における資本収益率の変化などに反応して増加し、それが資本蓄積をもたらす場合である。ケース2 - Bは、外国の貯蓄が国際間の資本収益率の変化などに反応して流入し、資本蓄積をもたらす場合である。

まず、ケース2 - Aの結果を、ケース1の結果と比較しながら特徴点を中心にみてみよう。

まず、産業構造に及ぼす影響をみると、資本蓄積を考慮することにより、全ての産業で、生産量が大幅に増加していることが分かる（前掲第2 - 2 - 17図）。特に、建設業、金属、電気機械等の生産量の伸びが大きくなっている。これは、資本蓄積に伴い、投資財を中心に需要が増加していることを反映していると考えられる。

また、産業別にみた財価格に与える影響をみると、ケース1と同様に、鉱業と政府部門を除く全ての産業で財価格が低下している。また、財価格の低下率は、ケース1の場合と比較して大幅となっている（前掲第2 - 2 - 18図）。

さらに、貿易構造に与える影響をみると、輸送機械、電気機械など大部分の産業では、輸出と輸入がともに増加している。この結果、輸送機械では貿易収支が改善しているが、鉱業、その他製造業等では悪化している（前掲第2 - 2 - 19図）。

実質GDPに与える影響についてみてみると、当初の均衡点に比べ、生産量の増加に対応して実質GDPは2.8%増加している。また、経済厚生水準も改善している（前掲第2 - 2 - 20図）。

なお、この実質GDPの増加率は、当初の均衡点と新たな均衡点における実質GDPの乖離幅であり、毎年度の実質GDPの成長率ではない。均衡点から均衡点への到達に必要とされる産業構造の変化や労働力の移動、資本蓄積が実現するには、相当の期間を要する可能性がある。また、モデル上、政府部門の財政収支が勘案されていないことから、法人所得課税の変更による財政赤字拡大が経済に及ぼす影響が考慮されていない点についても留意が必要である。

資本蓄積の影響を考慮した場合：ケース2 - B

次に、海外貯蓄が国際間の資本収益率などに反応するケース2 - Bについてみてみよう。生産量をみると、輸送機械を除く全ての産業で増加しているが、増加率はケース2 - Aより小さい。産業別にみた財価格は、その他サービス業、電力・ガス・水道業、化学・石油等で低下しているが、それを除く産業では上昇している。貿易面では、ほぼ全ての産業において輸出は悪化、輸入は増加しており、その結果貿易収支は悪化している。外国貯蓄が流入する場合、貿易収支が悪化することによって均衡が保たれることになるため、生産量がケース2 - Aと比べて小幅な増加にとどまっている。

最後に、当初の均衡点と比べ、実質GDPは2.1%増加となっており、経済厚生水準も改善している。いずれも、ケース2 - Aよりは小さいとはいえ、資本蓄積の効果が大きいことを示している。

まとめ

以上のシミュレーションの結果をまとめると以下のとおりである。

第1に、法人所得課税の変更による資本コストの変化は、資源配分への影響等を通じて、

経済の広い分野に影響を及ぼす。

第2に、資本量が一定である場合には、産業間の資源の再配分を促すだけにとどまり、生産量全体に与える影響はほとんどない。

第3に、資本蓄積のメカニズムを加味すると、所得の増加が貯蓄・投資の増加をもたらすことによって資本ストックが増加し、生産量全体や実質GDPに与える影響は大きくなる。ただし、ケース2 - Aとケース2 - Bでは国内の貯蓄だけが增加するか、海外から資本が流入するかという資本蓄積のメカニズムが異なるため、2つのケースで貿易収支への影響は異なる。